

資格審査基準

(御堂筋道路空間再編工事等に伴う工事監督総合支援業務委託)

参加表明書の提出者の資格審査基準は、以下のとおりとする。

評価項目	評価の着眼点			審査基準	備考
参加表明書の 経験と能力	資格要件	技術 登録部 門	建設コンサルタント 登録	建設コンサルタント登録規定（昭和52年4月15日建設省告示第717号）に基づく「道路部門」の登録を受け、令和2・3・4年度本市入札参加資格者名簿に種目「500建設コンサルタント 504：道路」に登録していること。 また、共同企業体により参加する場合は、共同企業体の全ての構成員は、建設コンサルタント登録規定（昭和52年4月15日建設省告示第717号）に基づく「道路部門」の登録を受け、代表者が令和2・3・4年度本市入札参加資格者名簿に種目「500建設コンサルタント 504：道路」に登録していること。	
	技術力 専門	確 実性	過去10年間の業務 実績の内容	平成23年度以降に、官公庁、地方道路公社、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱、本州四国連絡高速道路㈱発注による、次に示す「規定業務」について元請として従事した実績を有していること。（共同企業体での参加の場合、共同企業体の構成員代表者が規定業務の実績を有していること。） 【規定業務】 1. 発注者支援業務（工事監督支援業務）	様式-2 を審査する
配置予定技術者の 経験及び能力	管理技術者	資格要件	技術者資格、その専門分野の内容	次のア～エのいずれかに該当していること。 ア、技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「道路」又は「都市及び地方計画」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 イ、技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「建設—道路」又は「建設—都市及び地方計画」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 ウ、建設業法第27条の規定に基づく1級土木施工管理技術検定における第二次検定に合格し、1級技士の称号を付与されている者。 エ、上記ア・イと同等の能力と経験を有する者（国土交通大臣（旧建設大臣）が同程度の知識及び技術を有する者と認定した者）	様式-4 を審査する
		技術力 専門	過去10年間の規定 業務の実績内容	次に示す2つの「規定業務」のうち、いずれか又は両方について、平成23年度以降に、官公庁、地方道路公社、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱、本州四国連絡高速道路㈱発注による業務の元請による業務において、管理技術者として履行した実績を有していること。 【規定業務】 1. 発注者支援業務（工事監督支援業務） 2. 電線共同溝設計業務	様式-5 を審査する
	専 任性	手持ち業務の金額及 び件数	全ての手持ち業務（管理技術者あるいは担当技術者となっている他の業務のうち500万円以上の業務）の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満である場合に選定する。	様式-4 を審査する	

評価項目	評価の着眼点		審査基準	備考
配置予定技術者の経験及び能力	担当技術者	資格要件 技術者資格、その専門分野の内容	<p>次のア～オのいずれかに該当していること。</p> <p>ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「道路」又は「都市及び地方計画」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。</p> <p>イ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「建設—道路」又は「建設—都市及び地方計画」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。</p> <p>ウ. 技術士法による第一次試験のうち技術部門を建設部門（専門科目を「建設」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。</p> <p>エ. 建設業法第27条の規定に基づく1級土木施工管理技術検定における第二次検定に合格し、1級技士の称号を付与されている者、又は、建設業法第27条の規定に基づく2級土木施工管理技術検定における第二次検定に合格し、2級技士の称号を付与されている者。</p> <p>オ. 道路関係の技術的行政経験（※）を10年以上有する者。 ※「技術的行政経験」とは、国、都道府県、政令市、特殊法人等で職員として工事設計又は工事監督業務に従事した経験を言う。</p>	様式-4を審査する
		技術力 過去10年間の規定業務の実績内容	<p>次に示す2つの「規定業務」のうち、いずれか又は両方について、平成23年度以降に、官公庁、地方道路公社、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱、本州四国連絡高速道路㈱発注による業務の元請による業務において、管理技術者又は担当技術者として履行した実績を有していること。</p> <p>【規定業務】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 発注者支援業務（工事監督支援業務） 2. 電線共同溝設計業務 	様式-5を審査する
		専任性 手持ち業務の金額及び件数	<p>全ての手持ち業務（管理技術者あるいわ担当技術者となっている他の業務のうち500万円以上の業務）の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満である場合に選定する。</p>	様式-4を審査する
	その他留意事項	<p>担当技術者の人数は、少なくとも1人以上配置することを想定しているものであり、2人以上の技術者の配置を妨げるものではない。</p>		
業務実施体制	業務実施体制の妥当性		<p>下記項目に該当する場合には選定しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再委託の内容が主たる部分の場合。 ・業務分担構成が、不明確または不自然な場合。 ・共同企業体による場合に、業務の分担構成が細分化されすぎている場合、ひとつの分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。 <p>※業務の主たる部分とは、本業務における印刷などの簡易な業務を除く業務とする。</p>	様式-3を審査する